

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第54号

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則（平成5年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「病氣」を「傷病」に改める。

第12条の見出し中「免除又は徴収猶予」を「免除等」に改め、同条中「猶予」を「猶予（以下「免除等」という。）」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「成果」を「成果等」に改め、同条第2号中「第8条」を「傷病により第8条」に、「者」を「者のうち、授業料の免除等を行うことが適当と認められる者」に改める。

第13条を次のように改める。

（授業料等の免除等の申請の手続）

第13条 徴収条例第9条の規定による授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日までに、授業料等免除（徴収猶予）申請書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて校長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書（別記様式第4号）、所得に関する証明書、成績に関する証明書その他知事が必要と認める書類
- (2) 前条第2号に規定する事由により免除等を受けようとする者 第8条の規定により職業訓練の休止の許可を受けたことを証する書類、医師の診断書その他知事が必要と認める書類
- (3) 前条第3号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書（別記様式第4号）、所得に関する証明書、罹災証明書その他知事が必要と認める書類
- (4) 前条第4号に規定する事由により免除等を受けようとする者 知事が必要と認める書類

2 徴収条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続き期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより前項各号の書類の提出を省略することができる。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（免除等の取消し等）

第14条 徴収条例第9条の規定により授業料又は受講料の免除等を受けている者は、免除等を必要とする理由が消滅したときは、免除（徴収猶予）理由消滅届（別記様式第5号）により、速やかに校長を経由して知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料又は受講料の免除等を取り消すことを決定したときは、校長を経由して当該免除等を受けている者に通知するものとする。

3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料又は受講料は、一時に徴収するものとする。

（虚偽申請等による免除等の取消し等）

第15条 知事は、徴収条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けている者が虚偽の申請により免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第1項の規定による届出を怠った場合又は設置条例第4条の規定による戒告処分等を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。

別記様式第3号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第4号

経済状況調査書

年 月 日現在

訓練生	氏名	㊦	訓練科名	科	奨学金の有無	有	(年額 円)	
	住所		入校年次	年	無	無		
学費負担者	氏名	㊦	続 柄				生活保護の有無	有 ・ 無
	住所		電話番号					

家族状況	氏 名	本人との続柄	年 齢	勤務先・学校名	在職期間・学年	同居別居の別	前年の収入額及び所得額		備 考	
							収入(千円)	所得(千円)		
							同・別			
							同・別			
							同・別			
							同・別			
							同・別			
							同・別			
							同・別			
							同・別			

年間所得	A 事業・農業所得		B 給与所得等		C その他の所得	
	事業内容		給 与	千円	その他の職業による収入 千円	
			賞 与	千円	()	
			年 金	千円	所得金額 千円	
			恩 給	千円	その他の雑収入	
			その他	千円	利子・配当 千円	
					家賃・地代 千円	
				その他収入(アルバイト) 千円		
				()		
収入金額	千円	収入金額	千円	所得金額 千円		
必要経費	千円	必要経費	千円			
所得金額	千円	所得金額	千円			
所得金額総計 (A+B+C+奨学金) D				千円	判 定	
(D-特別控除額) E				千円	☐ 全 額 免 除 ☐ 半 額 免 除 ☐ 不 承 認	
収入基準額 (全額・半額) F				千円		
差し引き (E-F)				千円		

- (注) 1 「学費負担者」欄は、訓練生の学費を主として負担している者が記載してください。
- 2 「家族状況」欄は、訓練生と生計を一にする者について記載してください。
- 3 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。
- 4 「前年の収入額及び所得額」を証明する書類を添付してください。

様式第5号

山形県知事 殿

年 月 日

科 年

届出者 氏 名 ㊤

免除（徴収猶予）理由消滅届

下記により免除（徴収猶予）の決定を受けました授業料（受講料）については、その免除（徴収猶予）の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則第14条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 免除（徴収猶予）決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除（徴収猶予）を必要とする理由が消滅した理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第55号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年3月県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の免除等の事由）

第2条 条例第9条の規定による授業料及び入校料（以下「授業料等」という。）の免除又はその徴収の猶予（以下「免除等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ、職業訓練の成果等が顕著であると認められる者
- (2) 訓練生本人又は当該訓練生の職業訓練に要する経費を主として負担している者の住宅、家財等の財産が災害により損害を受け、授業料等の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

（授業料等の免除等の申請の手続）

第3条 条例第9条の規定による授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日までに、授業料等免除（徴収猶予）申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて校長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書（別記様式第2号）、所得に関する証明書、成績に関する証明書その他知事が必要と認める書類
- (2) 前条第2号に規定する事由により免除等を受けようとする者 経済状況調書（別記様式第2号）、所得に関する証明書、罹災証明書その他知事が必要と認める書類
- (3) 前条第3号に規定する事由により免除等を受けようとする者 知事が必要と認める書類

2 条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続き期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより前項各号の書類の提出を省略することができる。

（免除等の取消し等）

第4条 条例第9条の規定により授業料の免除等を受けている者は、免除等を必要とする理由が消滅したときは、授業料免除（徴収猶予）理由消滅届（別記様式第3号）により、速やかに校長を経由して知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料の免除等を取り消すことを決定したときは、校長を経由して当該免除等を受けている者に通知するものとする。

3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料は、一時に徴収するものとする。

（虚偽申請等による免除等の取消し等）

第 5 条 知事は、条例第 9 条の規定により授業料等の免除等を受けている者が虚偽の申請により免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第 1 項の規定による届出を怠った場合又は山形県立職業能力開発校に関する規則（昭和33年 7 月県規則第36号）第11条の規定による懲戒を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。

（補則）

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号

年 月 日

山形県知事 殿

山形県立山形職業能力開発専門校
科 年

住 所

氏 名

㊤

授業料等免除（徴収猶予）申請書

下記の理由により授業料（入校料）を免除して（徴収猶予して）くださるよう山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

免除（徴収猶予）を受けようとする 期 間	年 月 日～ 年 月 日
免除（徴収猶予）を受けようとする 理 由	

様式第2号

経 済 状 況 調 書

年 月 日現在

訓練生	氏 名	㊦	訓練科名	科	奨学金の有無	有	(年額 円)	
	住 所		学 年	年	無	無		
学費負担者	氏 名	㊦	続 柄			生活保護の有無		有 ・ 無
	住 所		電話番号					

家族状況	氏 名	本人との続柄	年 齢	勤務先・学校名	在職期間・学年	同居別居の別	前年の収入額及び所得額		備 考
							収入 (千円)	所得 (千円)	
						同・別			
						同・別			
						同・別			
						同・別			
						同・別			
						同・別			
						同・別			

年間所得	A 事業・農業所得		B 給与所得等		C その他の所得	
	事業内容		給 与	千円	その他の職業による収入 千円	
			賞 与	千円	()	
			年 金	千円	所得金額 千円	
			恩 給	千円	その他の雑収入 利子・配当 千円 家賃・地代 千円 その他収入(アルバイト) 千円 ()	
			その他	千円		
収入金額	千円	収入金額	千円	所得金額 千円		
必要経費	千円	必要経費	千円			
所得金額	千円	所得金額	千円			
所得金額総計 (A+B+C+奨学金) D				千円	判 定	
(D-特別控除額) E				千円		
収入基準額 (全額・半額) F				千円		
差し引き (E-F)				千円		
					☐ 全 額 免 除 ☐ 半 額 免 除 ☐ 不 承 認	

- (注) 1 「学費負担者」欄は、訓練生の学費を主として負担している者が記載してください。
- 2 「家族状況」欄は、訓練生と生計を一にする者について記載してください。
- 3 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。
- 4 「前年の収入額及び所得額」を証明する書類を添付してください。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

山形県立山形職業能力開発専門学校

科 年

届出者 氏 名

㊞

授業料免除（徴収猶予）理由消滅届

下記により免除（徴収猶予）の決定を受けました授業料については、その免除（徴収猶予）の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則第4条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 免除（徴収猶予）決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除（徴収猶予）を必要とする理由が消滅した理由

山形県立蔵王西部牧場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第56号

山形県立蔵王西部牧場管理規則の一部を改正する規則

山形県立蔵王西部牧場管理規則（昭和50年5月県規則第31号）の一部を次のよう改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用申込書」を「利用申込書」に、「条例第3条の規定により県立牧場の管理を委託された財団法人山形県畜産振興公社（以下「公社」という。）を経由して、使用する」を「利用する」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用を」を「利用を」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第6条中「の使用を承認された者（以下「使用者」という。）は」を「を利用する者（以下「利用者」という。）は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第7条中「知事は」を「知事は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第8条中「公社は」を「知事は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第11条を削る。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「使用申込書」を「利用申込書」

に、「使用を」を「利用を」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用計画」を「利用計画」に、「使用期間」を

利用期間

に改め、同様式の注書中「使用」を「利用」に改める。

別記様式第2号中「使用承認書」を「利用承認書」に、「使用に」を「利用に」、「使用期間」を

利用期間

に、「財団法人山形県畜産振興公社」を「知事又は指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第57号

山形県建設業法施行細則の一部を改正する規則

山形県建設業法施行細則(昭和47年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削り、同条中「。以下「法」という。」を削り、「3通」を「2通」に改める。

第2条及び別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県ふるさと交流広場条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第58号

山形県ふるさと交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 山形県ふるさと交流広場（以下「広場」という。）の利用時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 広場の休場日は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 12月1日から翌年の3月31日までの日

(2) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(使用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項に規定する許可を受けようとする者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、山形県ふるさと交流広場使用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(使用許可書)

第5条 知事は、条例第2条第1項の規定による許可をしたときは、山形県ふるさと交流広場使用許可書（別記様式第2号）を当該許可を申請した者に交付する。

(使用料の減免の申請)

第6条 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、山形県ふるさと交流広場使用料減免申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

山形県ふるさと交流広場使用許可申請書

山形県ふるさと交流広場条例第2条第1項の規定により、次のとおり施設の使用の許可を受けたいので申請します。

施設の名称及び区分	多 目 的 広 場		庭 球 場		
	全面使用・片面使用・1/4面使用		1面使用・2面使用・3面使用		
使 用 目 的 (行 事 名)					
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から	使用			
	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	時間			
使 用 者 区 分	児童生徒等・児童生徒等以外		使用者数 人		
使 用 責 任 者	氏名		電話番号		
	住所				
※ 使 用 料					

(注) 1 「施設の名称及び区分」及び「使用者区分」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号

年 月 日

様

山形県知事

印

山形県ふるさと交流広場使用許可書

山形県ふるさと交流広場条例第2条第1項の規定により、次のとおり施設の使用を許可します。

許 可 番 号						
施設の名称及び区分	多 目 的 広 場		庭 球 場			
	全面使用・片面使用・1/4面使用		1面使用・2面使用・3面使用			
使 用 目 的 (行 事 名)						
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から	使用				
	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	時間				
使用者区分	児童生徒等・児童生徒等以外		使用者数 人			
使用料の額	円					
許 可 条 件						

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

山形県ふるさと交流広場施設使用料減免申請書

山形県ふるさと交流広場条例第5条第2項の規定により、次のとおり施設の使用料の減免を申請します。

施設の名称及び区分	多目的広場	庭球場
	全面使用・半面使用・1/4面使用	1面使用・2面使用・3面使用
使用目的 (行事名)		
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	
使用者区分	児童生徒等・児童生徒等以外	
使用責任者	氏名	電話番号
	住所	
減免を受けようとする理由		
※ 減免する金額	円	
※ 備考		

(注) 1 「施設の名称及び区分」及び「使用者区分」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第59号

米沢ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

米沢ヘリポート条例施行規則（平成4年3月県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 条例第3条第1項の規定による施設の使用等の届出の受理に関すること（条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除く。）。
- (2) 条例第3条第2項の規定による運用時間外のヘリポートの使用の許可に関すること。
- (3) 条例第3条第3項ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用の許可に関すること。
- (4) 条例第6条の規定によるヘリポートへの入場の制限に関すること。
- (5) 条例第7条第3号の規定による制限区域への立入りの承認に関すること。
- (6) 条例第8条ただし書の規定による車両の運転等の承認に関すること。
- (7) 条例第8条第2号の規定による車両の駐車等の場所の指定に関すること。

- (8) 条例第9条第1号の規定による爆発物等の携帯及び運搬の許可に関すること。
- (9) 条例第9条第2号の規定による物件を保管し、又は運搬する場所の指定に関すること。
- (10) 条例第9条第3号の規定による裸火の使用の許可に関すること。
- (11) 条例第9条第4号の規定による喫煙場所の指定に関すること。
- (12) 条例第10条第1項の規定による工作物の設置又は建物等の使用等の許可に関すること。
- (13) 条例第11条の規定による工作物設置者等に対する許可の取消し等の命令に関すること。
- (14) 条例第12条の規定による工作物設置者等に対する報告の要求又は工作物の状況の検査に関すること。
- (15) 条例第13条の規定による行為の制止及びヘリポートからの退去等の命令に関すること。
- (16) 条例第14条第1項の規定による着陸料等の徴収に関すること。
- (17) 条例第14条第2項の規定による着陸料等の納付時期の特例の承認に関すること。
- (18) 条例第15条の規定による着陸料等の減免に関すること。

第3条中「者は」を「者は、条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。
別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「山形県知事殿」を「置賜総合支庁 殿」に改める。
別記様式第4号の備考第2項第2号中「商業登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記様式第5号及び別記様式第6号中「山形県知事殿」を「置賜総合支庁長 殿」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表置賜総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号を次のように改める。

（1）第2条の規定による次の次項

- イ 米沢ヘリポート条例（以下この項において「条例」という。）第3条第1項の規定による施設の使用等の届出の受理に関すること（条例第16条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除く。）
- ロ 条例第3条第2項の規定による運用時間外のヘリポートの使用の許可に関すること
- ハ 条例第3条第3項ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用の許可に関すること
- ニ 条例第6条の規定によるヘリポートへの入場の制限に関すること
- ホ 条例第7条第3号の規定による制限区域への立入りの承認に関すること
- ヘ 条例第8条ただし書の規定による車両の運転等の承認に関すること
- ト 条例第8条第2号の規定による車両の駐車等の場所の指定に関すること
- チ 条例第9条第1号の規定による爆発物等の携帯及び運搬の許可に関すること
- リ 条例第9条第2号の規定による物件を保管し、又は運搬する場所の指定に関すること
- ヌ 条例第9条第3号の規定による裸火の使用の許可に関すること
- ル 条例第9条第4号の規定による喫煙場所の指定に関すること
- ヲ 条例第10条第1項の規定による工作物の設置又は建物等の使用等の許可に関すること
- ワ 条例第11条の規定による工作物設置者等に対する許可の取消し等の命令に関すること
- カ 条例第12条の規定による工作物設置者等に対する報告の要求又は工作物の状況の検査に関すること
- ヨ 条例第13条の規定による行為の制止及びヘリポートからの退去等の命令に関すること
- タ 条例第14条第1項の規定による着陸料等の徴収に関すること
- レ 条例第14条第2項の規定による着陸料等の納付時期の特例の承認に関すること
- ソ 条例第15条の規定による着陸料等の減免に関すること

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第60号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同条第2号中「（酒田北港緑地に係るものを除く。）」を削り、同条第4号中「（酒田北港緑地及び鼠ヶ関マリーナに

係るものを除く。）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(4) の2 条例第16条第3項及び徴収条例第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること。

第2条第8号中「及び条例第24条の規定による入出港届等の受理」を削り、「鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同条第9号中「第1号に規定する承認で鼠ヶ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、「及び第2号に規定する許可で酒田北港緑地に係るもの」を削り、同条第12号を削る。

第3条中「、緑地及び広場」を「及び港湾環境整備施設（酒田北港緑地多目的広場を除く。）」に改める。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(通常使用の承認)」を付し、同条中「通常使用の承認を」を「通常使用の承認（条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）を」に改め、「正副2部」を削る。

第5条に見出しとして「(通常使用の変更の承認)」を付し、同条中「変更の承認」を「変更の承認（条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）」に改め、「正副2部」を削り、同条に次の1項を加える。

2 酒田北港緑地に係る前項に規定する承認を受けようとする者は、酒田北港緑地使用変更承認申請書（別記様式第2号の2）を提出しなければならない。

第6条中「延長の承認」を「延長の承認（条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）」に改め、「正副2部」を削る。

第6条の2を削る。

第7条第1項中「(酒田北港緑地に係る当該許可を受けようとする者を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第8条第1項中「(酒田北港緑地に係る当該許可を受けようとする者を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第9条第1項中「(酒田北港緑地に係る条例第12条ただし書の規定による許可を受けようとする者を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第12条中「(酒田北港緑地に係るものを除く。）」を削る。

第16条中「港則法（昭和23年法律第174号）第4条の規定による入出港の届出に係る」を「港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条第2項の」に、「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ及び酒田プレジャーボートスポット」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（管理の基準）

第23条 加茂港緑地に係る条例第26条の2第1項の基準については、加茂港緑地と隣接する山形県海浜公園を一体的に管理する場合は、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第9条の基準を適用するものとする。

別記様式第1号(6)及び別記様式第1号(7)を次のように改める。

様式第 1 号(6)

港湾施設通常使用承認申請書

年 月 日 殿 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 連 絡 先 ㊤ 山形県港湾施設管理条例第 5 条の規定により、船舶給水施設を使用したいので承認くださるよう申請します。 記 外 航 ・ 内 航		
港 湾 施 設 名		
船 名		
信 号 符 号 (コールサイン)等		
総 ト ン 数		
給 水 種 別	運搬給水 ・ 岸壁給水 ・ 自動販売機 ・ 缶 ・ その他	
給 水 希 望 日 時	年 月 日 時 分	
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³	
希 望 給 水 場 所		
※ 備 考	実給水	年 月 日 時 分から
		区 分 時 間 内 時 間 外
		給 水 量 m ³ m ³
承 認 ※ 通 知 欄	指令第 号 (使用料の額 円)	

(注) ※印の付いている欄は記入しないでください。

様式第1号(7)

港湾施設通常使用承認申請書

年 月 日			
殿			
住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 連 絡 先			
④			
山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、廃油処理施設を使用したいので承認くださるよう申請します。			
記			
外 航 ・ 内 航			
船 名			
総 ト ン 数			
使 用 日 時	年 月 日 時 分		
備 考	予定数量	L	※実績数量 L
※ 承 認 通 知 欄	指令第 号 (使用料の額 円)		

(注) ※印の付いている欄は記入しないでください。

別記様式第1号(11)の次に次の1様式を加える。

様式第1号(12)

港湾施設通常使用承認申請書

年 月 日		
殿		
住所又は所在地 氏名又は名称 ㊤ 及び代表者氏名		
山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、酒田北港緑地を使用したいので承認くださるよう申請します。		
記		
使 用 年 月 日		年 月 日
使 用 時 間		時 分から 時 分まで（ 時間）
使 用 区 分	区 分	全 面 ・ 半 面
	使 用 目 的	
申 請 者	勤務先又は 学校名	名 称
		所 在 地
	連 絡 先	電話番号（ — ）
	備 考	
※ 承 認 通 知 欄	指令第 号 (使用料の額 円)	

（注） ※印の付いている欄は記入しないでください。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2

年 月 日

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

酒田北港緑地使用変更承認申請書

山形県港湾施設管理条例第7条第1項の規定により、酒田北港緑地の使用の承認事項を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 使用承認年月日及び指令番号 年 月 日 指令第 号
2 使用年月日等 年 月 日 時 分から 時 分まで
3 変更事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更理由

※ 承認欄	指令第 号 使用料の変更の有無 (無・有 変更後の使用料の額 円)
-------	---

(注) ※印の付いている欄は記入しないでください。

別記様式第4号の2、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の2を削る。

別記様式第12号中「温海町長 氏名」を「山形県知事」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表庄内総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「鼠ケ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同号ロ中「(酒田北港緑地に係るものを除く。)」を削り、同号ニ中「(酒田北港緑地及び鼠ケ関マリーナに係るものを除く。)」を削り、同号ヲを削り、同号ル中「山形県港湾区域内占用料等徴収条例（以下この項において「徴収条例」という。）」を「徴収条例」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「イに規定する承認で鼠ケ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、「及びロに規定する許可で酒田港緑地に係るもの」を削り、同号中リをヌとし、同号チ中「及び条例第24条の規定による入出港届等の受理」を削り、「鼠ケ関マリーナ」を「条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。
ホ 条例第16条第3項及び山形県港湾区域内占用料等徴収条例（以下この項において「徴収条例」という。）第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第61号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第16条の3を次のように改める。

第16条の3 削除

別表中	県営鈴川アパート1号	山形市	児童遊園、広場及び緑地、通路	を
	県営鈴川アパート2号	山形市		
	県営鈴川第2アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場	

県営鈴川第2アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場	に改める。
--------------	-----	------------------------	-------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第62号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表中	特定優良賃貸小白川アパート	18	山形市	を
	特定優良賃貸桜田西アパート	14	山形市	

特定優良賃貸桜田西アパート	14	山形市	に改める。
---------------	----	-----	-------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県すまい情報センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第63号

山形県すまい情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県すまい情報センター条例施行規則（平成12年12月県規則第132号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」の施行を「。以下「条例」という。）の施行」に改める。

第2条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「休館日は」を「休館日は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第 5 号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3 月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年 8 月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号注書第 2 項第 1 号の表中

「		臨時的任用の 場合	山形県（身分）に臨時的に任命する任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる（給料表名）○級に決定する○号給を給する	任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を○年○月○日まで更新する」と記載すること。	を
「		臨時的任用の 場合	山形県（身分）に臨時的に任命する（地方公務員法第22条第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号）任期は○年○月○日までとする（職名）を命ずる（給料表名）○級に決定する○号給を給する		に、
		臨時的任用の 任期を更新する 場合	臨時的任用期間を○年○月○日まで更新する		
「		再任用の任期の満了 により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職		を
「		再任用の任期の満了 により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職		に改める。
		26 再任	（職名）に再任する	県立大学の学長及び副学長に限る。	
		27 任期の満了による退職	教育公務員特例法第 7 条の規定による任期の満了により退職	県立大学の学長及び副学長に限る。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令新旧対照表（案）

現 行				改 正 案					
様式第6号 (注) 2 (1) 一般職の職員の場合				様式第6号 (注) 2 (1) 一般職の職員の場合					
区 分			記 載 事 項	備 考	区 分			記 載 事 項	備 考
1 採用	常勤職員	臨時的任用の場合	山形県（身分）に臨時に任命する 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる （給料表名）○級に決定する ○号給を給する	任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を○年○月○日まで更新する」と記載すること。	1 採用	常勤職員	臨時的任用の場合	山形県（身分）に臨時に任命する （地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号） 任期は○年○月○日までとする （職名）を命ずる （給料表名）○級に決定する ○号給を給する	
				臨時的任用の任期を更新する場合			臨時的任用期間を○年○月○日まで更新する		
2～25（省略）					2～25（省略）				
26 再任		（職名）に再任する		県立大学の学長及び副学長に限る。	26 再任		（職名）に再任する		県立大学の学長及び副学長に限る。
27 任期の満了による退職		教育公務員特例法第7条の規定による任期の満了により退職		県立大学の学長及び副学長に限る。	27 任期の満了による退職		教育公務員特例法第7条の規定による任期の満了により退職		県立大学の学長及び副学長に限る。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項第2号中「3級」を「2級」に改める。

第3条第2号イ(イ)中「6,300円」を「6,190円」に改め、同号イ(ロ)中「7,960円」を「7,610円」に改め、同号ロ(イ)中「2,750円」を「2,650円」に改め、同号ロ(ロ)中「2,500円」を「2,400円」に改め、同号ロ(ハ)中「2,390円」を「2,290円」に改める。

第4条第1項中「（東京事務所に勤務する職員を除く。）」を削る。

附則第2項中「3級」を「2級」に、「9級以下4級」を「7級以下3級」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第263号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「静岡市」の下に、「堺市」を加える

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

山形県告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、酒田市長から、同市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地の所在

酒田市飛島字勝浦甲10、11、14、42、43、46、47、50、62、66、67、70、90、91、94、99、103、106、107、110、111、114-87、114-112、114-118から114-120まで、273から290まで、290-1及び291から301までに接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛島字勝浦乙1-159、1-164、1-167、7-4、7-8、7-14、7-25、7-27、134-1から134-3まで、134-5、135、146-2、160から165まで、165-1、167から170まで、170-1及び171に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛島字中村甲92-242並びに同44、45、47、49、52、53、56、57、60、61、64-1、64-2、65、68、69、72、73-1、73-2、76、77、80、81、84、85、88、92-10、92-159、92-216、92-219、92-225、92-230、273、273-2、274、275、275-1及び276から282までに接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市飛島字法木甲81、82、85-1、86、86-1、89及び91に接する国有地に隣接する公有水面埋立地並びに同市飛島字法木乙2-1、2-137、2-146、191、192、195、196、199、200、203、204、207、208、212、216、219、220、223、224、227、228、231、232、235、236、239、240、243、244、248-2、251-1、252-2、255-1、256-2、259-1、260-1、263-2、264、267-1、267-2、268、271、272、273-1、273-2、274及び275に接する国有地に隣接する公有水面埋立地

2 面 積

57,658.57平方メートル

山形県告示第265号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、総務部総合政策室政策企画課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る森林地域の縮小

2 変更に係る市村

鶴岡市、天童市及び最上郡鮭川村

山形県告示第266号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第18号）による改正後の山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から8月15日までの日にあっては、午前9時から午後6時30分までとする。

2 休館日

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月5日から8月7日までの日を除く。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第267号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第18号）による改正後の山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第 1 会 議 室	1,050円	1,320円	1,580円
第 2 会 義 室	1,050円	1,320円	1,580円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	560円	710円	850円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	1,050円	1,320円	1,580円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	1,130円	1,420円	1,700円

第 4 ギ ャ ラ リ ー	1,050円	1,320円	1,580円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	1,080円	1,350円	1,620円
第 6 ギ ャ ラ リ ー	1,240円	1,550円	1,860円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	570円	720円	860円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	1,080円	1,350円	1,620円
ホ ル	6,840円	8,560円	10,270円
中 庭	3,200円	4,000円	4,800円

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第 1 会 議 室	2,100円	2,640円	3,160円
第 2 会 義 室	2,100円	2,640円	3,160円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	1,120円	1,420円	1,700円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	2,100円	2,640円	3,160円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	2,260円	2,840円	3,400円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	2,100円	2,640円	3,160円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	2,160円	2,700円	3,240円
第 6 ギ ャ ラ リ ー	2,480円	3,100円	3,720円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	1,140円	1,440円	1,720円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	2,160円	2,700円	3,240円
ホ ル	13,680円	17,120円	20,540円
中 庭	6,400円	8,000円	9,600円

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第 1 会 議 室	2,310円	2,900円	3,470円
第 2 会 義 室	2,310円	2,900円	3,470円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	1,230円	1,560円	1,870円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	2,310円	2,900円	3,470円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	2,480円	3,120円	3,740円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	2,310円	2,900円	3,470円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	2,370円	2,970円	3,560円
第 6 ギ ャ ラ リ ー	2,720円	3,410円	4,090円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	1,250円	1,580円	1,890円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	2,370円	2,970円	3,560円
ホ ー ル	15,040円	18,830円	22,590円
中 庭	7,040円	8,800円	10,560円

ニ 準備又は練習のために使用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第 1 会 議 室	520円	660円	790円
第 2 会 義 室	520円	660円	790円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	280円	350円	420円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	520円	660円	790円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	560円	710円	850円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	520円	660円	790円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	540円	670円	810円

第 6 ギ ャ ラ リ ー	620円	770円	930円
第 7 ギ ャ ラ リ ー	280円	360円	430円
第 8 ギ ャ ラ リ ー	540円	670円	810円
ホ ー ル	3,420円	4,280円	5,130円
中 庭	1,600円	2,000円	2,400円

ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,630円

(2) 設 備

種 別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1 台	5,300円
	指揮台	1 台	100円
	譜面台	1 台	100円
	演壇	一式	400円
舞台照明設備	演壇照明	1 列	1,010円
	スポットライト	1 台	500円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,010円
	スライド映写機	一式	810円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,010円
	携帯用ビデオカメラ	1 台	500円
	モニターテレビ	1 台	500円
展示設備	展示パネル	1 枚	20円
	展示ケース	1 台	200円

備考 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第268号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第48号）による改正後の山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

区 分		単 位	金 額
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円

1 利用料金

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第269号

山形県国際交流センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第19号）による改正後の山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）第3条第2項の規定により、山形県国際交流センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前10時から午後6時までとする。ただし、交流サロン、研修室又はボランティア室の午後6時以降の利用者がいる場合は、午前10時から当該利用者の利用終了時間（午後10時以前とする。）までとする。

2 休館日

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示270号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第23号)による改正後の山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 休館日

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第271号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第23号）による改正後の山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 施設

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前9時から 午後0時30分までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間	左記の時間帯 すべて
ホ ー ル	5,990円	8,560円	8,980円	23,530円
第 1 研 修 室	2,560円 (1時間当たり730円)	3,660円 (1時間当たり910円)	3,840円 (1時間当たり1,090円)	9,050円
第 2 研 修 室	1,420円 (1時間当たり400円)	2,030円 (1時間当たり500円)	2,130円 (1時間当たり600円)	5,020円
第 3 研 修 室	490円 (1時間当たり140円)	710円 (1時間当たり170円)	740円 (1時間当たり210円)	1,740円
第 4 研 修 室	490円 (1時間当たり140円)	710円 (1時間当たり170円)	740円 (1時間当たり210円)	1,740円
第 5 研 修 室	1,280円 (1時間当たり360円)	1,830円 (1時間当たり450円)	1,920円 (1時間当たり540円)	4,520円
特 別 会 議 室	3,420円 (1時間当たり970円)	4,890円 (1時間当たり1,220円)	5,130円 (1時間当たり1,460円)	12,090円
和 室 研 修 室	1,140円 (1時間当たり320円)	1,630円 (1時間当たり400円)	1,710円 (1時間当たり480円)	4,030円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区 分	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1 台	3,260円
	演壇（花台共）	一式	400円
	司会者用演壇	1 台	200円
	びょうぶ	1 双	1,010円
	所作台	1 台	200円
	平台	1 台	100円
	毛せん	1 枚	100円
	上敷ござ	1 枚	100円
	地がすり	1 張	300円
	指揮台	1 台	100円
	譜面台	1 台	100円
舞台照明設備	第1 ボーダーライト	1 列	500円
	第2 ボーダーライト	1 列	500円
	第1 サスペンションライト	1 列	1,010円
	第2 サスペンションライト	1 列	1,010円
	アッパーホリゾンライト	1 列	710円
	ローアホリゾンライト	1 列	710円
	フットライト	1 列	300円
	シーリングライト	1 列	1,010円
	スポットライト	1 台	500円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	500円
	レコードプレーヤー	一式	500円
	ミニディスクプレーヤー	一式	500円

	テープデッキ	一式	500円
	ビデオプロジェクター	一式	2,030円
	カラーテレビカメラ	1台	1,520円
	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,030円
	16ミリ映写機（350ワット）	1台	1,010円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,010円
	マイク（ホール用）	1本	300円
	監視カメラ	1台	1,830円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,010円
	スライド映写機（350ワット）	1台	1,010円
	スライド映写機（250ワット）	1台	810円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,010円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	500円
	携帯用ビデオカメラ	1台	500円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	1台	500円
	ワイヤレスマイクセット	一式	300円
	データプロジェクター	一式	740円
	映像会議装置（特別会議室用）	一式	3,560円
	資料提示装置（特別会議室用）	1台	1,320円
	資料提示装置（視聴覚制御室用）	1台	1,010円
	ビデオ録画装置	一式	1,320円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,100円
	同時通訳設備（特別会議室用）	一式	10,600円
	受信機	1台	100円

展示設備	展示パネル	1 枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1 時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1 時間当たりの金額
ホール	410円
第 1 研修室	160円
特別研修室	160円

2 適用期間

平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

山形県告示第272号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例（平成17年 3 月県条例第21号）による改正後の置賜文化ホール条例（平成13年 7 月県条例第41号）第11条第 2 項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年 3 月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 施 設

区 分	利用料金の額					
	午前 9 時から 正午までの間	午後 1 時から 午後 5 時まで の間	午後 6 時から 午後10時 まで の間	左記以外の時 間	冷暖房使用に係る加算額 （1 時間当たり）	
					冷房	暖房
入場料金を領 収しない場合 及び1,000 円 以下の入場料 金を領収する 場合	15,750円	21,000円	21,000円	1 時間当たり 7,870円		

ホ ー ル	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	23,620円	31,500円	31,500円	1時間当たり 11,800円	4,200円	4,510円
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	31,500円	42,000円	42,000円	1時間当たり 15,740円		
	準備又は練習のために使用する場合	7,870円	10,500円	10,500円	1時間当たり 3,930円		
第 1 楽 屋		750円	1,000円	1,000円	1時間当たり 370円	430円	470円
第 2 楽 屋		600円	800円	800円	1時間当たり 300円	430円	470円
第 3 楽 屋		520円	700円	700円	1時間当たり 250円	400円	400円
第 4 楽 屋		370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円
第 5 楽 屋		370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円
第 1 練 習 室		900円	1,200円	1,200円	1時間当たり 450円	90円	90円
第 2 練 習 室		600円	800円	800円	1時間当たり 300円	50円	50円
第 3 練 習 室		370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円
第 4 練 習 室		370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円
大 会 議 室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,750円	5,000円	5,000円	1時間当たり 1,870円	710円	670円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,620円	7,500円	7,500円	1時間当たり 2,800円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,500円	10,000円	10,000円	1時間当たり 3,740円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午

後10時まで引き続き使用する場合にあっては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。

- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設 備

種別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞 台 設 備	音響反射板（照明を含む。）	一式	3,800円
	所作台（開帳場及び化粧 ^{がまち} 框を含む。）	一式	6,000円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,500円
	竹羽目	一式	2,000円
	びょうぶ	1双	1,000円
	しゃまく ^{しゃまく} 紗幕	一式	800円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	700円
	バレエシート	一式	2,000円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,000円
	演台	1台	1,000円

	司会者台	1台	500円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	500円
	演奏者用譜面台	1台	50円
	コントラバス用椅子	1脚	100円
	仮設花道	一式	4,000円
	花道用所作台	一式	1,000円
	能舞台	一式	5,000円
ピアノ	スタンウェイ（ホール用）	1台	8,000円
	ヤマハ（練習室用）	1台	1,500円
映 写 設 備	16mm映写機（ホール用）	一式	4,000円
	ビデオプロジェクター	一式	1,500円
	スライド映写機	一式	1,000円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,000円
	スクリーン（ホール用）	一張	1,000円
音 響 設 備	拡声装置（ホール用）	一式	2,500円
	拡声装置（大会議室用）	一式	1,200円
	カセットデッキ	1台	700円
	コンパクトディスクプレイヤー	1台	700円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,000円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,000円
	ステージスピーカー	1組	500円
	移動用スピーカー	1組	500円
	三点吊 ^{つり} マイクロホン装置	一式	500円
	ワイヤレスマイク	1本	500円
	コンデンサーマイク	1本	500円

	ダイナミックマイク	1本	500円
照 明 設 備	フットライト（置型）	1列	500円
	ローアホリゾントライト	1列	1,000円
	ボーダーライト	1列	1,000円
	サスペンションライト	1列	2,000円
	スポットライト	1台	300円
	アッパーホリゾントライト	1列	1,200円
	フロントサイドライト（右）	一式	2,000円
	フロントサイドライト（左）	一式	2,000円
	シーリングスポットライト	一式	2,000円
	センタースポットライト	1台	2,000円
	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,000円
	照明効果マシン	1台	500円
	オブジェクティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール（吊 ^{つり} 型）	1台	1,000円
	ミラーボール（置型）	1台	1,000円
	ファイアーマシン	1台	1,000円
	オーロラマシン	1台	1,000円
	波マシン	1台	1,000円
	スモークマシン	一式	3,000円
	ストロボマシン	1台	1,000円
	星球	一式	1,000円

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第273号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第20号）による改正後の山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第274号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第20号）による改正後の山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

名 称	単 位	金 額
学習室	午前9時から午後0時30分までの間	1室1時間あたり 580円
	午後1時から午後5時までの間	
	午後5時30分から午後9時までの間	
	午前9時から午後9時までの間	5,740円
保育設備付き学習室	午前9時から午後0時30分までの間	1室1時間あたり 240円
	午後1時から午後5時までの間	
	午後5時30分から午後9時までの間	
	午前9時から午後9時までの間	2,370円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときは、この表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室等を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第275号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第276号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第25号）による改正後の山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 休場日

11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者がいる日を除く。）

2 利用時間

午前10時から翌日の午前10時まで

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第277号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第25号）による改正後の山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

名 称	利 用 料 金
第1テントサイト	1区画1泊につき 1,000円
第2テントサイト	テント1張り1泊につき 500円

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第278号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「2算定方法」を「次項の規定」に改め、「、同法第31条の2第2項に規定する標準負担額」及び「、第1号に定める者（前年の所得について所得税が課された者及びそれ以外の者で前年の所得について所得税が課された者に扶養されているものに限る。）が同法の規定による医療を受けた場合にあってはその医療に要した費用のうち同法第28条の規定による一部負担金の額からその医療が健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）第2条の規定による改正前の老人保健法（以下「改正前の老人保健法」という。）の規定に基づく医療として行われるものとし、かつ、改正前の老人保健法第28条第1項第1号中「500円（次条第1項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）」とあるのは「800円」と読み替えて適用した場合において算定される同号の一部負担金の額に相当する額を控除した額（当該一部負担金の額に相当する額が老人保健法第28条の規定による一部負担金を超える場合を除く。）及び老人訪問看護療養費控除額からその額に係る指定老人訪問看護につき老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の一部を改正する件（平成14年厚生労働省告示第162号）による改正前の老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（平成12年厚生省告示第383号）第1号口の規定（以下「改正前の算定方法」という。）の例により算定した額に相当する額を控除した額（当該指定老人訪問看護につき同号口の規定の例により算定した額に相当する額が老人訪問看護療養費控除額を超える場合を除く。）に相当する部分について市町村が支出した経費」を削り、同項第1号中「者。」を「者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者を除く。）で、前年の所得の額（老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第4条第1項の例により算定した額をいう。）が同条第2項で規定する額に満たないもの」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「掲げる区分」を「掲げる乳幼児の区分」に、「次に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに掲げる日の属する年の前年（当該乳幼児の出生の日の属する月が1月から6月までの間にある場合は、前前年）」を「当該年」に、「児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条の規定により算定した額に満たない者に扶養されているもの」を「別表第3で規定する額に満たない者に扶養されているもの（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）を3人以上扶養している場合の3人目以降であるものを除く。）及び児童を3人以上扶養している場合の3人目以降の乳幼児」に改め、同項第3号中「、知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者並びに」を「及び」に改め、同表第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第296号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」に改め、「扶養されている者」を「扶養されている者で、同号ニからトまでに掲げるものであり、かつ、1人目若しくは2人目である乳幼児」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 前項第1号に規定する者が診察若しくは薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療（これらのうち、病院又は診療所（以下「保険医療機関」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院療養」という。）に伴うものを除く。）若しくは家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「外来療養」という。）又は入院療養を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、老人保健法第28条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一保険医療機関ごとに外来療養にあつては老人保健法施行令第15条第2項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合にあっては、当該規定する額）、前項第2号に規定する者が外来療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき530円（その額が総医療費から前各号の規定による額を控除した額を超える場合は当該控除した額とし、同一月、同一保険医療機関において5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては0円とする。）、入院療養を受ける場合は、保険医療機関ごとに1日につき1,200円（総医療費から前各号の規定による額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額）（一部負担金の額）
- (6) 前項第1号に規定する者が健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受ける場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、老人保健法第28条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一訪問看護ステーションごとに老人保健法施行令第15条第2項第1号に規定する額を超える場合にあっては、当該規定する額）、前項第2号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護ステーションごとに1日につき600円（総医療費から第1号から第4号までの規定による額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額

の場合は当該控除した額とし、同一月、同一訪問看護ステーションにおいて6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。）（基本利用料）

別表第1第2項第7号を削る。

別表第2第2項第2号中「55円」を「30円」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 所得制限額

扶養親族等及び扶養親族等でない乳幼児で生計を維持したものの数	所得の額
0	301万円
1	339万円
2	377万円
3	415万円
4	453万円

備考 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

2 扶養親族等及び扶養親族等でない乳幼児で生計を維持したものの数が5人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算する。

別記様式第1号注書第2項中「から第7号まで」を「及び第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成18年7月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第1号の改正規定（知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。）、同項第3号の改正規定、同表第2項の改正規定（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第296号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」に改める部分に限る。）及び別表第2第2項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 改正後の別表第2の規定は、平成18年度分以後の補助金について適用する。

（経過措置）

- この規程の施行の日の前日から引き続き乳幼児医療の対象となっている者に係る所得制限については、なお従前の例による。
- 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における改正後の別表第1第2項の規定の適用については、同項中「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」とあるのは、「、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」とする。

山形県告示第279号

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第31号）による改正後の山形県身体障害者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第4条第2項の規定により、山形県身体障害者保養所東紅苑の利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後2時から翌日の午前10時まで、休憩及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。ただし、休憩のうち入浴のみの利用にあっては、正午から午後4時までとする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第280号

山形県身体障害者保養所条例の一部を改正する条例（平成17年 3月県条例第31号）による改正後の山形県身体障害者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第6条第2項の規定により、山形県身体障害者保養所東紅苑の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		身体障害者	社会福祉関係者	身体障害者の介添者	
				大人	小学生及び中学生
宿泊（素泊り 1人 1泊）		2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
休 憩 （1人）	入浴のみ	150円		150円	150円
	上記以外の場合	880円	1,010円	1,010円	620円
会 議	30畳以上の室	4,630円			
	30畳未満の室	3,080円			

備考 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害のある者の介添者（1人に限る。）に係る利用料金の額は、「身体障害者」の欄に掲げる額とする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第281号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年 3月県条例第32号）による改正後の山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年 3月県条例第14号）第4条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間を次のとおり承認した。

平成18年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後4時から翌日の午前10時まで、休憩及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

山形県告示第282号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第32号）による改正後の山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		老人、母子家庭の母子、寡婦及び身体障害者	社会福祉関係者	介 添 者	
				大人	小学生及び中学生
宿泊（素泊り1人1泊）	室を定員で利用する場合	2,660円	3,382円	3,382円	2,755円
	上記以外の場合	2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
休憩（1人）	室を4人以上で利用する場合	792円	909円	909円	558円
	入浴のみの場合	440円	505円	505円	310円
	上記以外の場合	880円	1,010円	1,010円	620円
会議	30畳以上の室を20人未満で利用する場合	4,630円			
	30畳以上の室を20人以上で利用する場合	2,315円			
	30畳未満の室を15人未満で利用する場合	3,080円			
	30畳未満の室を15人以上で利用する場合	1,540円			

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第283号

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第29号）による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例（昭和48年3月県条例第16号）第12条第2項の規程により、山形県立ワークショップ明星園の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第284号

山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第29号）による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例（昭和48年3月県条例第16号）第14条第2項の規定により、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の使用に係る料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 料 金

料金の額は、ふれあいの家を使用する者の1月当たりの収入額に応じ次表に定める額とする。

収 入 額	料 金
160,000円以上	1室1月につき20,900円
130,000円以上160,000円未満	1室1月につき16,500円
100,000円以上130,000円未満	1室1月につき13,500円
70,000円以上100,000円未満	1室1月につき10,500円
70,000円未満	1室1月につき7,500円

（注） ふれあいの家の使用を開始することができる日が月の中途にある場合又はふれあいの家の使用を月の中途で終了する場合の当該月に係る料金の額は日割り計算によるものとし、その額は1月あたりの料金に12を乗じて得た額に、当該月におけるふれあいの家の使用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第285号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 山形県手をつなぐ親の会 山形市小白川町二丁目3番31号	万世園ホームヘルプサービスステーション 米沢市万世町梓山5496番地12	身体障害者居宅介護	平成18. 3.20

山形県告示第286号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅 支 援 の 種 類	指定年月日
社会福祉法人 山形県手をつ なぐ親の会 山形市小白川町二丁目3番31 号	万世園ホームヘルプサービス ステーション 米沢市万世町梓山5496番地12 号	知的障害者居宅介護	平成18. 3.20
社会福祉法人 山形県社会福 祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘第12グループホーム 東置賜郡川西町大字上小松 3527番地	知的障害者地域生活援助	同 3.22
社会福祉法人 陽光会 山形市南陽市二色根19番地	グループホーム銀杏寮 南陽市宮内1120番地 1	知的障害者地域生活援助	同 3.24

山形県告示第287号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

氏名又は名称及び代表者氏名	住 所	取消年月日
坂本商事 羅 政 英	村山市楯岡中町1番12号	平成18年3月22日
高 野 正 視	天童市一日町二丁目1番5号	平成18年3月22日

山形県告示第288号

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第37号）による改正後の山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

区 分	開 館 時 間
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日
	午前10時から午後6時
11月1日から翌年の3月31日までの期間	上記以外の日
	午前10時から午後9時
	休日（土曜日である場合を除く。）及び日曜日
その他の期間	午前10時から午後6時
	土曜日
	午後1時から午後8時
その他の期間	上記以外の日
	午後1時から午後8時
その他の期間	休日（土曜日である場合を除く。及び日曜日）
	午前10時から午後6時

	土曜日	午前10時から午後9時
	上記以外の日	午後1時から午後9時

2 休館日

11月1日から翌年の3月31日までの期間における火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。

3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第289号

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第37号）による改正後の山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

区 分			利 用 料 金	
個人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	6,000円
		上記以外の場合	1人1回につき	600円
	高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき	4,000円
		上記以外の場合	1人1回につき	400円
	児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,000円
		上記以外の場合	1人1回につき	300円
団体	一般		1人1回につき	480円
	高校生		1人1回につき	320円
	児童等		1人1回につき	240円

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第290号

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第36号）による改正後の山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のように承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
宿泊	一般	1人1泊につき	3,560円
	小学生	1人1泊につき	2,900円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1人1泊につき	1,440円
休憩	一般	1人1回につき	1,120円
	小学生	1人1回につき	560円
会議	30畳を超える室	1室につき	6,930円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	4,840円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,750円
	10畳以下の室	1室につき	1,370円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第291号

山形県観光情報センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第38号）による改正後の山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 開館時間

午前10時から午後6時まで

2 適用時間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第292号

平成6年8月県告示第907号（山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例第2条第2号及び第4条の規定による受講料の額等）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項の表中「200円」を「300円」に、「1,600円」を「2,400円」に、「3,200円」を「4,800円」に、「4,800円」を「7,200円」に、「6,400円」を「9,600円」に、「8,000円」を「12,000円」に、「9,600円」を「14,400円」に改める。

山形県告示第293号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年3月県条例第30号）第4条及び別表の規定により山形県立職業能力開発校における受講料の額及び徴収の時期を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 受講料の額

受講料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

訓練期間が6月未満の短期課程職業訓練の課程及び区分		受 講 料 の 額
一 級 技 能 士 コース及び二 級 技 能 士 コー ス	訓練時間の基準が150時間である訓練科	29,700円
	訓練時間の基準が120時間である訓練科	24,000円
	訓練時間の基準が100時間である訓練科	21,000円
単 一 等 級 技 能 士コース	訓練時間の基準が150時間である訓練科	29,700円
	訓練時間の基準が120時間である訓練科	24,000円
管理監督者コース		6,000円
技 能 向 上 コー ス	訓練時間が120時間を超える訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に14,400円を加算した額
	訓練時間が96時間を超え120時間以内の訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に12,000円を加算した額
	訓練時間が72時間を超え96時間以内の訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に9,600円を加算した額
	訓練時間が48時間を超え72時間以内の訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に7,200円を加算した額
	訓練時間が24時間を超え48時間以内の訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に4,800円を加算した額
	訓練時間が24時間以内の訓練科	300円に当該職業訓練の総訓練時間数を 乗じて得た額に2,400円を加算した額

2 受講料の徴収の時期

受講料は、入校を許可するときに徴収する。

山形県告示第294号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程を廃止する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前において山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程に基づき利子補給の承諾が行われ、かつ、漁業後継者育成資金が貸し付けられた当該資金に係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

山形県告示第295号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成18年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

山形県告示第296号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成16年5月6日から平成18年1月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字本城、大字黒沢の各一部
- 5 認証年月日
平成18年3月24日

山形県告示第297号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成16年5月6日から平成18年1月30日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字富沢の一部
- 5 認証年月日
平成18年3月24日

山形県告示第298号

山形県県民の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第44号）による改正後の山形県県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から6月30日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月1日から8月31日までの日	午前8時45分から午後5時まで
	9月1日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
野営場	7月1日から9月30日までの日	宿泊を伴わない利用にあっては午前9時から午後4時30分まで、 宿泊を伴う利用にあっては午前9時から翌日の午前9時まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第299号

山形県県民の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第44号）による改正後の山形県県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		一 般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個 人	300円	150円
	団 体	1人につき 150円	1人につき 70円

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第300号

山形県遊学の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第47号）による改正後の山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）第3条第2項の規定により、山形県遊学の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林交流館	1月4日から12月28日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第301号

山形県源流の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第46号）による改正後の山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から7月19日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月20日から8月31日までの日	午前9時から午後5時まで
	9月1日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第302号

山形県源流の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第46号）による改正後の山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		一 般	小学生・中学生
丸太とロープの冒険コース	児童生徒が使用する場合（個人でハイレメントのみを使用する場合を除く。）	500円	1人につき 250円
	上記以外の場合（個人でハイレメントのみを使用する場合を除く。）	1,000円	1人につき 500円
	ハイレメントのみを使用する場合	300円	
アトリエ	児童生徒が使用する場合	100円	1人につき 50円
	上記以外の場合	400円	1人につき 200円

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
 2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。
 3 丸太とロープの冒険コースは、「ハイレメント」及び「ローエメント」から構成される。

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第303号

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第45号）による改正後の山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館	4月10日から4月28日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	4月29日から5月5日までの日	
	5月6日から7月23日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	

7月24日から8月23日までの日
8月24日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）

2 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第304号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた山形県総合運動公園の区域を次のように変更し、平成18年4月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県総合運動公園の区域
次の図のとおり

山 形 県 総 合 運 動 公 園

